しるべにいれあらんとも紙をそへの趣し
これちるを繪をあやにて紙きそむへ字

寛政九年ミのとし

閏七月

なにはの海驢識

寛政九年丁巳五月

京都書林
菱屋孫兵衛
吉文字屋市左衛門
柏原屋與左衛門

大坂書林
柏原屋嘉兵衛
塩屋　平助
勝尾屋六兵衛
塩屋　忠兵衛

渕にしつむ名のみまて悉く蘆に埋出く尚こた
やすきる名をも流れよりくて来るしきぬるものは篇
稚子のいくさをといひ流いこらひ気もまわきこ
ちのみし伊勢の海よ名所てる名めくまてすこ
ぜうやしぬる所字ことの津まもしてて再ひ
度おきに行わしく其のそふく都ことやして
かくそなわに儀さるふくるに理彰佐およから絵
なもこらくひすつころひしまて画めらこらへなすす
けちえ難て志して書賈のおのもはのあ那
くちしとはゆつね又ひろの本られのわが楼ふ
みはころ既に國つこの圖會をよまひろくもて
ところすしぬる前車の跡ちるなたくへて

事なりしの淀やすてと杉ちをきらふ
そいろもりらしされとおまつはらあらね
すちゝ書なすきらはとをとるのすやすへ古跡
ようしかちとの在まゑれ玉もとしあふこ
昔おこのすしやまぬねるえかの家房のいかま重
おふって　あわぬなにし道るとは　兄え出きれ
おの私又その兄忠んふ篩して落つって兄
きと書るきんとすれ書る　しとめ咲罢の気やに
あらんをのとおかともし　ほしかなるすち
もすしふまの　ほかくはなき　て杉る木の
こその輝あふた兄ところ　有寺を　いうすせまし
これをきし　さおりとするすゝる　無寺しるは

法橋耕齋関月筆
東海道名所圖會 前後十二冊

此書ハ伊勢参宮名所圖會の六巻より関驛々
過川までの宿驛神社佛閣名蹟の徴景まで委しく
著ハ圖會として六巻とし都合十二巻を東海道の全篇
遂ハ関より後會を以の副書として益後を著くと

法橋耕齋関月筆
須磨明石名所圖會 全六冊

此書ハ播州一國の圖會を本として兼て津國難波よりの宮
道夾の海陸の順路ハ附記し神佛の古跡名所の古蹟
ともて實名ハ紀し名所の圖會と著ハ播州の名覧細見の
便とし加之雅客往歴の紀行杯迄にも以て滞留を免しむ

伊勢名所図会序のし　理まし凡寺

こちくさ神のしあわすねらんところあらんをきを

はやの于あ所かもえしらねハおのつのうねをなを

ぬへしうしみ弟ふ強くことまんあやしうはつ

なきあとの社山水のゆかりあるところをしるして山

にあまねのつの社のありさまをゑかきうつ

さんとすることの雑筆まうらんなしえなかれこれ以于今

らる所をきくとろわすして中まえまいはつくすもの

来るあきらんやハ我友蔀丹ことまさハ残ら病れ

ともつゆされさへ方ハわするきなれハ算秋旅の

殊は海ぶつみわかしひとつのみ筆のちや

のこすえハはつかにあ原を岩の浦さゝする林りよく

我朝の梁武帝なりと謗り孝謙帝は道鏡がために花山帝は一婦人の死別に
忽御法体ありしが間もなく悔給ふの叡保元平治の乱より始て王道衰へまして栗
山氏が派を流して保元大記を書しここに卑論なれ我朝の仏家は廃皇子の遠
忘なりて聖武帝の再興なれば源流して流まさへど仏家なふ云仏なれば王なりと也
実にまうり空海最澄を大師行基を菩薩となし給ふ弘法伝教は入唐の
労其は徳も志るし今公威に依く号の大師と称への勲は漸く百年を経て
徳のなかりしかれとふみや行基は仏師にして寺を建橋を架るの工人と菩薩の
として伝教弘法よりあるしとこれ皆がつくに是等の仏道は王道を離まして立が
うた謂なりえより我朝古今流布せれ仏法とふものは釈尊伝来の仏法とは別
種異白のものにて今や諸国の寺院を見るに格式の叙次を争ひ寺は何の宮院下何の御
廟所寺院は叙任を修する座院の標紋みつかしく抑お(?)ひ隠せば衆人もまた古仏の
あるきは云はず金色の荘厳輪奐の結構を尽くし整頓するゆゑに家は錦繍をま
とひ酒肉を肥を重くしく貴く登すをもる僧と仰げば釈尊羅漢今世にあるべ
蚕と吐れなじきし給へんされど実の仏法を行はば乞食頭陀の境界は皆餓死を感じ
神仏の混雑しそれは其大原ある厳意に出されば天下の者是を厭ひ誹んとする
とも及ぶべうらん
或曰弘法伝教は素寂滅を本とせば加持祈祷を要じ頭陀乞食は仮にも云はば
両部習合なるもて神仏を混じ新製の仏法を発せりまより已百年を経過

入宋して禪宗派侶へこれを弘む當時の人是宗の佛法也と帰依し偈頌をなせり然るに源空其一家を工夫し一宗の旗を作る継て弟子の親鸞は其宗をも崇しても云ざれぬ変化をなすと實に日蓮彼是と見して又一家を興さんとす是ハ眞言宗徒は罪なるに隷書篆書をもてむつかしく其理いふべきに世人ざる西に向へバ又東に行顧る者ハ少なき人情面のごとく異なれバ其背るものを捨ひ採むと網を張し日蓮が是ハ元なりしバ弘法傳教ハ業のなる外土へ渡るの労あり源空親鸞ハ居ながら後世の人情を察しこれを治る才覚となせし風潭が華嚴を興さんとせし才智ハ逞しけれども渉世の人情察せざれバ又抑ひそれハ彼三僧にハ及ばざれバ古今牽強の佛法となりしハ君王恩別の憂を慰め後の舞曲の歎なれバ偏僻とすれバ小量の至りなるに益なし

宇治橋姫の社　𦾔光院の辨天　此外見遺し両神宮方の贈て知らざる社寺あり

御政印の事

大宮司家と両神宮家に伝ふる御政印は称徳より始め給へる璽今云金印
なり大宮司家の由緒は斉衡二年内宮は天平の年外宮は貞観の年に創建
ふく諸さ世給ひし之両神宮より奏聞の趣に大宮司家及び長官家より此
御政印を押て献ぜらるの例なり外宮は御政印の御倉と云ふ庫を納め故實記
事ふくく其役の外は他の拝をうくるなく之に田舎に今云印内のたぐひなり外宮の宮地の奥にぞ
据出る床土と天忠穂歩み和し調へるの例とうや内宮にもこれらの式ありとぞ
委しく定侍るとぞ

長鰒のこと

毎六月朔日志摩国国崎村より両宮へ之を献ずるの例ありノシザキといひ又サヽエサキとも
いひ今崇敬にて作るなし延喜式に御厨鰒とみてり毎正月朝廷へ献上す
料は長三尺余巾一寸余其余数品あり昔お鮑とおられたるよし

佛法の事

我同日伊勢の神宮には僧尼の拝ありて神宮の忌詞を用ひ僧を髪長尼を女髪
長といひ仏をなかごといふ他の神社に異なり故に此編寺院を神社と並べ記しぬ今

國史旧記に見えねど両宮に今の拜殿百二十社ハ正保年中御奉行石川大隅守
東武へ訴へ給ひ造営ありしより修補営の例となりて両宮より楼殿塀簀ハ
ども神社の拝殿なれども社号神名のきれがたきも間ありて夫より遥拝所なれ
拝殿を設けど石積の古法なれバ内宮別宮の遥拝所ハ皆石積なり外宮月
讀宮小御門社下御井の宮流れなどの拝殿ハ皆中古より渡り来まつるなり
てひがらしさらや外宮の宮地に小さき石積ありて俗に田神と称すと中に
も太子良舘の前に石神と号く雨払ひを構へし所ありて是太子良殿に進む
童女を此所にしく榊を捧を例のごとく撥払ひ所とぞ諸人紙ふて衣
類の形を作り被石神に被け祈願まつる所此外の石神にも間に其根の
ある俗其猥をきらんとぞ
世俗昔もしらる石持例として老樹を信じて詣する現に見より彼人丸の社
よ大吳陰御井邦の離宮の旧跡に藤の蔓蘿を祈るものあり夫れ蔭如きをべうらど
康泰寺の佛の果ハ語るもべし恵医の薬師を祖神なりと祀りて避近にも
病の治らるハ怪しむべし或日ハの社神霊により社号を設め宮号を賞
下しおかれバ宮号ハ社号なるべし既に別宮と摂社の叙ありて是に
二十二社の数に伊勢を第一として宮社混ぜり於古記に宮社の分明なる
ざるも多しとぞ常に彰神主の日宮ハ御屋之社ハ屋代なり是に次ぐと
云ハ是もみるべし又宮ハ宮殿となりて皇居至尊の居所社ハ神明の御舎

五ノ七十五

なり今有栖川の宮伏見の宮と称まうる類ひしく社は神明に限まり古来
宮社の混ぜしはあらざりし勅許の宮号は至つて尊くして神の社は卑なるべし
或説に社をコソとも訓まるる古今不解 彼再考に辨ぜり神の訓はすべて
霊の尊き物に崇しく畏ろしき抛をさしてカミとはいふなり

夜燈の事

両宮の神前に灯明なし 夜の神祭に燈基臺十二基を設けてありしが是を
謝とし又内宮にも神前に燈籠寄附させむと聞ゆれども設けなくまで
みつく是古風なり
一説云外宮の宮地に常夜燈凡千に百基斗皆寸尺度をもつて石祠の類を
用ひざるべく檜をもて造り彩色飾ざるの古法なり内宮は数度御造立
ありし故常燈の是れを建らまくんば或は祭座に炬火のことを用ひ蠟燭挑灯を用
ざるは古法なり然るに夜中の参宮人樹落にまよへ故に山田工中之郷町門
傍某両宮日参を勤めし法市中の助力をもつて外宮宮地六ヶ所へ常燈
六基を建しを始めとし追国よりも寄附せし之其六基は寛文の法より修補
して今に存せり

園倚宮の事

此地元は岩淵町の旧家中西某が所なりしを中古常明寺に譲りし故寺中の所
に建られし 其は昔はいかなる社なりしや知れざりし神境の東辺に社跡三ツなり

中らりとも懈りなく勤むべしとの命之天下の法令を破つて其日数を減じ免さる
よハあらじ又神祇部肉食の觸穢甚嚴密なりと法肉食雜と云ものの如く且香川氏
が薬選にも其意を述られ正に神道雜肉食雜を著し詳べり其大意ハ二の派
をして古の是を掩ハむとするを憎めり心を用ひらるべし或問猪鹿を食とんが
肉を食として甚忌狸兎の類ハ不忌とゆふ志うりや答て曰獣肉の形を以てかん若しくハ是よ
添り魚ハ軽く菜蔬ハまたく軽し狸兎よかぎらんバ菜瓜ともしれど上臈穢と云
ハど世紀よ右神御遷宮の附宮門の上にて鹿の肉流れ止りしを倭姫見給ひて穢ら
ハしとて其ハ不忌避給ふ事あり今も人の見んて穢らき物を食し神斎を拝られ
元より不可之る者の祭に給るもの葷蒜の類ハ食せざる給ふべし正真の祢宜団
の昇殿せらるゝ祭よハ数日斎戒して魚鳥臭辛のものを忌神職の従者の參
宮にも祭三ケ日の物忌致齊散齊の古法あり是皆敬神の厚きよ至る古法
よして已事を得ざれバ薬服よ獣肉を免すとも又古法なり忌服觸穢の論ハ己を
慎しむのみなく言なれて述べくし上古ハ給ハしき觸穢を毎年朝庭へ(朝記)が
中古より文保紀永正紀を執ると
西川氏が水土考曰日本の人性好清羃潔白物悪淫濁穢事之類尊吉禮嫌
凶礼と実に然り朝廷并士の齟齬をしらるべし或者云よ薬選よいふ処皆虚言
を混し彼不彼の附世をまどはすへど蜂云バ大古より食を不知して長寿なれバ肉
類菜蔬も生にて食し木綿ハ後世蛮國より渡り其前ハ無き物也又十乃

老は綿を免し余は麻布を與へて足らしむといふとも今の世人古風といふべし
とて憐むべきや

獄人のこと

神嘗に仰ひて重刑火葬は棘ふる囚獄も獄人を引て放ち人を拷問死刑のこと
とめさず入牢の者より別火の食と調へ親族より送り行ひ死刑に極まれば公
至より棄捐ものは諸國よ志れる間の山浦田坂（浦田坂と牛谷を云）のものも乞ひ（乞学ま云お散お気がりり）を商ふ乞食
こゝに大名家御参宮ある日を経り富有の参宮人も視として旅宿の御あり
を施まぞれ縮布を免し其餓死人に與せざれば余宮人見るに憐しく伊勢乞
食といひ給へり又比丘尼といふものゝ乞も乞ふ事なかりし獄人に比べ希なる事
移りして農商家の妻ともなれり

相殿別宮弟式内式外社宮の解

御殿の内に同じう祀まて相殿と称し尊称は左ある神之次に別宮次に摂社末社
ありて摂社は神名帳に日本國中三千一百三十二座伊勢國に二百五十三座とあ
るを式内の社地と称し其余は式外の末社と称をされど神徳の叙此に限るべから
ず石清水八幡宮祇園社等の神社式外にして式内は其跡ぞれ其ふまぬれば神
霊といへども人の時に遇不遇あるがおるくされば摂社はるく末社は卑しとも謙ひ
をゆるともあるし式文に内宮の別宮次に摂社二十一社外宮別宮次に摂社
十六社と記されしは其謂なるなるべし外宮に十末社内宮八十末社のあ

石戦ハ石打ンウを畧してチを濁ハ畧濁の例なり又畧してムとなれる御遊
これハ乱世の余風にや元禄の比まてハ人情強勇にして茶の御所神事の喧嘩なれハ
佗俠の徒衆道の遺恨などにて及傷せるの類血張多かりきと云これ又月々日の例也
今依て衆の惑をえとしれて武術の稽古印戦甚くハ大事なるべし大違ものをえともあるら
今又日の用をうざれも其遺風なりとぞ

年寄三方

御葉印に年寄といへるハ足なり宇治にも又十家あり年寄衆又會合衆とも云
山田に廿四家ありて三方中又年寄衆とも云既に公廳へも山田三方と書出せり
いづれも由緒ありて家筋なりうる叙爵家にしるく神職と云職分を兼帯を
しば末武の御年寄にて官職を兼せり山田二十四家の数ハ中古に云速（速）名なる
出たるに初め闕座の家を除き当時勤る家のミを記せし故其通りにあらね同家
数なりといへど此数に淺きもあり此外にも宇治山田ともに其一郷を支配する年寄
月行事といふものあり其限任ありて（此月行事の名も變せり）
茶に云三宝人の説ハ非之天正永禄の古文書に三方三ツ判といふハ山田を三ツに
別ちて支配せしの明なり又寛文の比山田八日市場郷にて勤進経奥行の様
差を打ち正面に大宮司度其次ハ長官神宮家其次三方中其次ハ三方に
随ひて当時の勢数七報の様をとりま入しが異人の云く三方脇を呼し之
主従の事

神前に禁忌のものなり

伊勢三座勝田宅妻和屋權之進書上某（以下略之）著宮川外に住居地名を家号とせり今は山田坂濱の郷に住めり勝田が云ふやうかゝるは古田畧之國出雲穂の事なりとぞ其外に傳来のうし深く皆信じがたし されど傳ふるの旧き事実なるべし疑らくは上古神前にて奏せし散楽の遺にて不備なるものなるべし 能の来山廳の代より專ら競しものなれば別なるを明へこれも其原は東鑑に絶せる某曲の類より出たるものなるべし

御頭神事の事

毎正月十五日前後三日山田市中を巡る事あり古へ産土神とて昔は魔を拂ひなりしとぞ其代二ツ合せて獅子頭の形を作り祭禮には燒拂ひし之今も猶其去りせり今の御頭とふものは此の法より獅子頭の形八ツ程を作り數百年を經しが里人産土神の神体と崇めけりされど此祭禮には獅子頭の上に指刀ふるく伐拂ふる事あり彼燒捨しよ代りしものゝや此祭は心経の法までは疫除なれば悪大祓災とふものありて今猶ありて又積木とふものあれば彼是一之と崇め積木は其制衣も異にして別種なりし古来より傳ふる家の媒介なりとぞ

此御頭は八年頭社 今社 坂の社 大社 若社 茜社 箕曲社 若獅子之此社頭より附属の獅子頭とふものにて此社号に祀神はあれど其氏子とふものゝ此祭禮に必ず路町して狂躍詹云とるかとされば他郷の人見て怪しめり（此内若獅子は社頭なし）

も綱なり後世へ且しとるよしと云ふを誤り之
日本紀神代天孫海宮探幸の章に口女といふ魚は綱之乳によればナウグチの鵜
諸にもやあるか尚考ふべし他本にくも伊勢鯉とも云

国禄の事

神都に史ある故ある其役人は勿論若加ふ史消人にまるまでいる口々に御ないしと
つひに消なりし神明の愍みを定めまれの意なるべし

新名所歌合の事

伏見帝の御宇永仁正安の比祭主定忠卿臣荒木田姓の神人釈門を離れて新ち
神都の名所を撰し和哥八十首をつゞり判者は前大納言為世卿画図は土佐の某
が筆なりしとうや不和渭撥木の里白かみの森岩浪の里三津の濱おちの濱河邊
の里岩波の里大河の橋岡本の里関河凡て十ヶ處之内岡本三津河辺おちの
里ヶ所は現に志れど余は志れがたし説あれども定かならず近中にも関河は詠歌とも
散失して傳はらず新名所歌合といふ小冊傳はり

三角柏

毎七月四日両宮風宮に柏流しの神事あり其秋の吉凶と占ふなり此葉をもうらく
試るなり其外神事に用ゆる事多し其柏の葉は志摩国土貢の旧記に伊勢より献ずる
例なり内宮御田祭の祝ともる食物と此葉に包みり他国にも民家田植始るの日
祝の食物に用ゆると度ゆり又浦親集といへるもる御裳濯川の岸に生ふ栞

人をりんつの柏とを志れ又ありひあまりし三津の柏よとふうしれ志んだむみうくを
深なりりとみてるすも此樂の流し卜ふの故實之此柏御裳濯川の辺よみりと長
明伊勢の記にみよし此古書古今著く披しけてもれど未だ今引書よ
遺りしる然これが惜むに堪ずり此柏の說古今異同みて解しがたし故居通に委
又或說太古ハ器なく此葉にて盛りて食物を本の葉にて盛しが中にも柏の葉ハ大いに
みしく用ゐる小兒まつり神武記に葉盤和名抄に葉手又御綱柏とあるハ多く流
葉なり又字ハ假まつり後世にしきとひかしハ餅とふ類もこれに據まつり和訓の
例ケハカによるケハ食にて○パも炊葉のキの略語之炊ハカイの反ケなれば延
てかよ語なり又伊を余書ともる例も多し
或日かしハとは木の葉の總稱なり三角柏ハ今ごとき葉にてきざけとふ拌の葉にて
葉三出なるりの之漢名枳とふ大嘗會に用ゐるもこれなり即食を盛ものとす

わうがくの社家

毎正月両宮宮地の外にて此事あり又宇治の郷の神社の遙宮或ハ正月神事にても志かり
其状天王寺の樂に似て絶しものなれバこれを勤め其次第にその舞あり一說今
猿樂家ハ元神社附屬の樂人なり伊勢三座ハ古いにしへ春日又ハ今日吉山王ハ日吉の
役これなり舞第ハ謡曲家秘して總よる家今に能とハ是之上古神家にて業を
る散樂ハ皆舞の類なるべきを附會して甚だ状は違ひ今の能を我が家にて學び
混ぜし之公庭庶家の祝とぬり雅樂にも用ひ猿まへど惣異及儀の類ひす

撓なり乱世の比ハ其式も廃まて三河守誠中も但馬守の取遂しが是も亡法汲りし
なり吉田家より許さとて同日の談ニ渉ぞ
御師も御祈刀師の略之師ハ医師連歌師の師なり詔刀ハ宣言なり或ハ祢宜言
ともいふハ祝言なり祈祝を演述るの職なり

守武神主俳諧の事

大永天文のころ内宮薗田長官荒木田守武神主あり其比まで俳諧式といふものなく
上下の句を二人して附合連歌といひ百韻の数ニ定る事もまゝありし之此長官独吟の千
句ニ始めて其式備り宗祇へ書通ありしかば此式ハ足下より定め給へとの返
書ありしより其後貞徳ニ再興してふたゝび此ありしきの式規矩と定まり世人伊
勢俳諧と喚べるハ彼本なるを権輿とする也然るに守武連歌の余力にて歌道に通ずる
世ニ流布せる世中百首の狂歌俗語鄙語といへど毎句に世中の字意を寓し
て百首とものする奇なりとりや宇治浦田の某世ニ施せしとて此百首を巻と
書写せり今ノ遺れる物これが延宝八年八月廿八日ニ巻之内藤原長頃七十二歳と記
せり和法享保年中梓行して画本となれり又宝暦年中宇治岩井田に居
彼霊廟を建てり和及ハ山田の祠官ニ於て良弦俳諧号なり発起して実ハ宇治の郷ニ
此人及好めるものと守武の末葉の人建るなり前ニ記するごとし

阿漕浦の再考

伊勢両宮の祭礼ニハ干鯛を以御饌とし是を御幣鯛又ゆふげ鯛謂てつぶさ鯛

勤むる人は子良物忌父といへども外宮と等しからず両宮とも家々定りし物忌の職を

異姓家の事

此家々衆多なり其姓源平荒木田磯部麻續秦村主宮原等之皆神職家なれ
ど前の二姓に對して異姓といふ又二姓家より嗣子を迎へ其姓を改むるも多し是を
改姓家といふ

御巫大内人の事

此家は異姓家にして山田にありしを近ごろ今は叙爵家より御遷宮の時心の御柱を納め
奉る重職なるを源秘するにあらし内宮は右の土公と山向内人の職役之家草書に心の御柱
の用材は宮山内或は市中の竃木を捜し求むとなり彼が妄説これのことにはあらねど
又いとも中にも甚しき虚説之此御柱のすゑいかなる状の木なるやまたいづこの山より出
るや職役人の外曽て他にしるすなく心の御柱の記といふものはあれども證としていひ
がたし和名抄に乞盗の類に巫 加牟奈岐 祝女なり 覡 乎乃古加牟奈岐 男祝なりと見えたり又續日本紀
天平勝宝四年被後十七人流刑せられしと見えたり此等は神託なりとて妖言と
淫祈禱の料を貪り神まうで御幸福の類なるべし一説に巫は古神祇宜之上古神職
の一種なりしが其所業妖術にまがまがしく古名を陥し職をけがすものなるべし此巫
内人と同日の縁にあるあらば

御笥作内人の事

此家は山田にあり 官名は御笥作 御遷宮の時両宮及相殿別宮の御装束を納め奉る御櫃

十二人並又一臣に三人ツヽこれハ内宮方の式にして外宮方ハ臣三人臣代三人小工廿七人古老
九人臣職一かを闕り御造営のあひだ御庭作と云三ヶ年の間小工始終禰宜を兼し闕
衣（白布にて作る／以上装束なり）をうけ忠厳重の勤なり臣ハ臣工と云ものふしく此棟梁是に代る者ハ臣代之
されど臣代なる其術を志る人物なきらざれバ小工の内古老を棟梁として工術を任す勤
むる之御用材の檜数千本（長三丈三尺末口三尺／御扉木の巾又尺之）公命に依て信濃木曽山より伐出し尾州侯の
御寄附之造営料数万石ハ大坂御城内より渡まり此御用材を宮中へ曳入て山田の
市中ハ技藝を尽し若干の用をつとめ神境なるよるなき壮観之内宮ハ五十鈴川を曳
のぼせて速に宮地へ引入る也最甚ることなし

或曰御殿舎の寸尺内宮より外宮ハおしく狭小之此附御奉納の御神宝ハ内宮ハ多
く外宮ハおしえより諸祭ハ又外宮先にして内宮ハ後なるふ御遷宮のミ内宮
先にして外宮ハ後之と御遷宮前後の論古今なきとも爰にいまだ眺に御鎮座外
宮より内宮前なれば自然の理なるべし然れども世々の帝王二宮一宮と祀らせ給ふ在
勅使の宣命一紙を両宮に用ひ給ひ一社の奉幣と称せらるも両宮をまとべる称にして二十
二社の数にも両宮と分給はば是皆明證之今や、もとれば神徳の優劣を争角ふるの最し
小人の浅識敵乃謂なるべし一宮と祀らせ給ふ叡慮遠勅の罪ともいふべし

祭主家の事

是に岩浪殿と称す大中臣神祇の大輔今ハ従二位なり上古より両神宮の
奏聞又宣下の告知を掌て務ひ祠官家の主宰なれバ惣官と称せるハ又伊勢

傳奏神宮奉行ハ附て代ゝ今神都に祭主居屋敷といふ旧地あれバ其下なり
同居ありしといふ或ハ大宮司家祭主職を勤め給ひしともいへりされバ其謂之と
もいふ今も藤浪家堂上列なり

神宮家の事

此家系を權官家重代家或ハ傳官家ともいへり 傳奏家ハ内外宮別あり 内宮ハ藤浪 中川 井面 世木
佐八 沢田 薗田 七姓荒木田姓也外宮方ハ檜垣 松木 久志本 佐久米 川崎 宮後 六
姓度會姓なり共に遠祖ハ天兒屋根命より神系を継ぎ此家〻より両宮に各
十人づゝ補任せらるゝを正員の禰宜といひ其餘を権官といふ十人の長を一の禰宜
又長官ともいふ両宮に各一人なり正三位希にハ従二位に進めらるゝ二禰宜ハ従
三位余ハ正四位以下の品あり長官卒去 後に相続ありて又 御遠行といふ あれバ二の禰宜長官に轉任し
三より九の座まで次第に昇階して禰宜一人を加補し又三四或ハ又十への座闕る時ハ
夫より上ハ其位なくして其下右のごとく昇階なる此職なるに刀を帯び縁なきを傳ふ
○古法禁河の式といふ事ありて宮川を誡へども或ハ竹川とも云 竹川を祀せり 両宮にも同家と等しく御政印
なて被譲状に行之長官家此事を掌る大物忌の職ともいふなり

叙爵家の事

此家数ありて記しがたし神宮家とおなじく荒木田度會二姓なれども正員の禰宜
にハ任ぜず權禰宜に任じ従又位より上四位に進む今ハ厳密に四代祖考を改らるゝ
叙しきなし子良物忌家ハ是より任じ今十六家あり内宮外ハ御饌調進の

宮に遷る其ハ禱まハ之に排濯の袴を給ふ九月十六日外宮を粧飾し十五
日御像を遷し奉り内宮の粧飾も同日にして御像遷しハ十七日なり

御船代

これハ御遷宮に御像遷しまゐらする御輿なり
内宮三具外宮ハ二具之を正宮相殿の料之此外和琴一面燈臺二基を用
ひ船代を造るに祭ありて後の具にも厳重に執行るる
右祭礼の供幣帛装束等悉く天子より営み給ふる事延喜式にみえたる
所なり

荒魂和魂并抜参の事

和魂荒魂とは古記にのせられて中臣の寿詞に云　現御神止大八島之国所
知食須大倭根之天皇我御前仁天神乃寿詞称辞定奉留下略　国史より
継て此例あり御在位にましますを天子を生魂と申まゐりて此世にまします人を称へ
今生身魂とも云ふ同じく崩御の跡より祭まつりて和魂とは申なり延喜式に清浄
を和魂と祝せしがごとく以て古語の志を知るべし物によりて其御化にあ
づかりし其ハ霊を崇むるハ其恩化の民これを祭るに妨なくに孔後よりまつるハそれ乃
神とする子孫の外ハ祀るべきいはれなし然しかしも天照太神を崇めまつる神宮ハ
天子の始祖にして其余猥に奉幣をうべき理なし内宮儀式帳にハ王臣并
諸民の幣帛を進めしめず若ひそかに幣帛を進むる人あらば流罪に准

勅勘給ふものゝ云々かくのごとき式ありて王子親王の外は太神宮へ参詣する事堅く
禁制なりけり若も勅使の外伊勢太神宮へ参しする事露してはふかく罪をかうむるべく
るものなれば熊野権現切目の王子に参詣する挿の望なりかれんど中世にては保元
平治平家物語にも伊勢の神へ参るといふ事はなく熊野切目の王子へのみ参ること也
然しこれは平人にいたるまで群参して山伏なども多く参りしかり後世にいたりてなく伊勢
へも参る毎に熊野より先を伊勢熊野と称して参りし也されば両宮の神ともに公家
とても憚ありしをまして平人の多く拝しまつる事を風俗にて下馬緩怠なり
しかれども神国の風俗にて自然と神の御徳を慕ひまつりひそかにまぎれて参詣し
する事なれば抜ことそ先を抜参とはいひならはせる也当世の人は人にまぎれて参るを抜参と
心得誤りて主親の許も結ばずして不忠の志をば結なして参るとも神明なんぞそれ
非礼をうけ給はんや却て終に其罪を蒙る事とはしらざる甚愚なる

御遷宮

此式は天武天皇即位十二年九月十日勅宣ありて二十年に定まり其後廿一年と成り今
尚然り其式年に当て九月と式月とし日時は吉日を定らるゝひ宣下ありて勅使
度浪屋上使なる家元御発遣園は志摩なる所の城を（勢州の造役なるゆへ左牒あれが當国久居亀山の城主勅命にて例なりと山田奉行なり）
御用材伐出をなし山入よりはじまりして九ヶ年に成就なり此造営を掌る職と謂ふ所と
は内宮は度浪某外宮は松木某若に神宮家之其属役を一所二所三所四所と云ひ又
所の代として若名一人づつ凡人あり其次に小工三十六人一所に九人づつ其中に古老とて其の

の學さかんなりし大内重玄の造営なるよし別に學徳ありて其はあらはされたる時にまさらひ給をたくさん儀なるべし既に御神宝の中に績麻 麻笥 加世比等の器も太古より委曲物竹麻等を以て造りしものゝ

神宝廿一種

金銅多々利二基 高さ一尺一寸六分土居径三寸六分 糸を操る所の手をうけたる器なり 金銅麻笥二合 口径三寸六分底径二寸八分深さ二寸二分麻を績て入る器也俗にオゴケといふ 金銅加世比二枚 長さ九寸六分手長さ五寸八分今俗にカセキといふて糸をかける器なり 金銅特二枚 茎長さ九寸三分輪の径一寸一分のサヒとは紡の名を茎をまはする器なり 右は種々しく銀銅を以て各一つ宛を造る 梓弓二十四枚 長さ七尺以上八尺以下赤漆ぬり 弭うし標の紐糸絹をまとふ 征矢一千四百九十隻 長さ二尺三寸 鏃長二寸五分鳥の羽を以て是を造る 鏃に金漆を塗り筈に朱沙を塗る 又箭七百六十八隻 長二尺四寸 鏃 鷲の羽を以て是を造りいろいろの赤漆をもて画く 玉纏横刀一柄 柄の長七寸 鞘長三尺 代々入る柄に着る金 鞘長三尺其鞘金銀の泥をもってこれを画く 須我流横刀一柄 柄の長六寸 鞘長三尺 柄は錦の羽をもってこれをまとふスカルとは細き刀を云ふなり悉く缺けり 新作横刀廿柄 柄長六寸五分 鞘長二尺七寸漆塗 緋の組にて裏をまとふ 緒は今一種は物の羽をもってこれをまとふ鏃は多く二種なり 姫靫廿四枚 各長二尺四寸上の廣さ六寸下の廣さ四寸五分矢刻口方二寸九分 帯を縫に絹を以てこれを造り錦をもって表に張る 緋の帛をもって裏を張り 緒は四不紫革と目結の組をもってこれを造る 箭四百八十隻 烏の羽をもってこれを造る 蒲靫廿枚 長さ二尺上の廣さ四寸五分下の廣さ四寸 帯を編み表に蒲の皮をもって頭に付る 紐を以て 素を画きて緒を四不紫革を用ゐ 箭一千隻 烏の羽を以てこれを造る 華靫廿四枚 長さ二尺八寸上の廣さ四寸五分下の廣さ三寸八分 調布をもってこれを付けも

升　神酒廿缶　右国々の神税をもつて醸造す　雑贄廿荷　酒にそへて供す もろ〳〵のさかなゝり
外宮の供進かくのごとし　大凡此月は十六日には外宮十七日は内宮を祭る其次第
十五日の黄昏以後禰宜諸の内人物忌等幣帛ひく雑の物を陳列して其の時夕膳
を供し丑の時に朝膳を供して禰宜内人等祝詞を奏し荒祭宮社へ移りて拝し次
は十六日の平旦に宮中に入命婦女孺など拝礼の式あり五節の舞楽を奏
奏しけるとぞ

○神嘗祭　九月十六日外宮　十七日内宮　神嘗とは其年の新穀を神祇に供するを神嘗祭
といふ　神代巻に天照大神新嘗きこしめすといへるは内裏の新嘗会に同じ
朝庭よりの幣帛は　内宮　錦一疋　両面一疋　深紫綾　浅紫綾　緋綾　中緑
綾各一疋　白綾一疋　御蓋二合に盛る各方一尺四寸　別宮は一合これに唐櫃なり　御衣三疋　是は禰宜及月封戸の調糸を収て機殿にして毎歳織備へ奉るところなり
調荷前絹　百三十疋一丈二尺両宮別宮に配ちて又其の幣の絹門鋪の絹の料　糸綿　木綿　麻　臘　熬海鼠　堅魚　鰒　塩　油　海藻　米　酒など　当様々の器物を国毎
右禰宜大内人各服衣を著て左右にまうち宮司中よりも次に続き忌部幣帛を捧げ次に
馬次に使の中臣次に使の王内院の版位に就て使の中臣祝詞を申し又神宮の司
祝詞代宣ぶ此余の儀は月次祭に同じく是を収め奉る
○右の三祭を三時の祭りと又三節の祭ともいふなり

○風日祈　毎年七月内人これを風の宮に祈りて拘流しの神事ありとぞ

○祈年祭　毎年二月に年穀を歳の時令順度にして豊ならんことを祈るなり
朝使立つの日大神宮司使者として外宮内宮に幣帛を献る者のおほし別宮摂
社ともに献ずこれらる諸座神祇官のあつかる所なり

○山口祭　毎年二月に殿材を山の口及び木の本と祭る神円座営むものこれを
祭りて後　御杣を採る　○鐵人形　鏡　鉾各千枚　長刀各廿枚　手斧一柄　鎌一張　五色薄衣各一
木綿　麻各二斤　此余酒米魚鰒など雑を供ぞ

幣帛使の事
續日本紀孝謙天皇天平寶字元年に伊勢大神宮に幣帛使を制せらる詔して
今より以後中臣朝臣を差して他姓の人を用ゆることを得ざれと令し給ふ後これ例
歳となりてより例幣使とハいふ幣帛とハ絹布とまうすことなり余ハ本条にて云がごとし

兵器を以て神祇を祭る事
垂仁天皇廿七年秋八月祠官に令して兵器をもて神幣とせんことトせしむ然るに
吉となるに弓矢及び横刀を以て諸神の社に納めらる仍て更に神地神戸を定め
時をもつてこれを祠るに神宝廿一種を納め給ふ又天武天皇に至り御繼て延喜の式
にも載させ給ひしごとく全て以て造る今の宮造のことら本鑿もさらに同しく今その
て飾れる全く古質の遺風にはそむかぬとハ学由ともまつこれる神の余業なる事亦兆
茶なれバ仁徳聖帝愛民の御心をもつて茅宮に居給ひしも經易にはあらじ御徳

附録

祭祀の事

○神衣祭 四月十四日 九月十四日 延喜式云 和妙衣廿四疋 八疋ハ廣さ一尺六寸八疋ハ廣さ一尺二寸 八疋ハ廣さ二尺并長さ四丈 鬘絲 頸玉 手玉 足玉の緒 裳襷の緒の絲各十六丈 縫絲六十四條 各長五尺 長刀子一枚 短刀子 錐 針 鉾 鋒各十六枚 著絲 玉串二枚 韓櫃二合 一合ハ衣を盛 一合ハ金物を盛 筥一合 衣并雜緒を盛 ○荒妙衣八十疋 四十疋ハ廣さ二尺六寸 四十疋ハ廣さ一尺長并四丈 なる子 針 各廿枚 韓櫃一合

頸玉ハ玉を綴ぎて頸よりかけ襟にふせぐなるを手玉ハ手のかざり足玉ハ足又衣の裾におもらう付るハ太古貴人の装束みしく大方ハ唐土の風俗蠻夷のかざり等にも似たり緒とハ玉を綴ぐ緒なりおよもつれねさともれ玉又玉にならぬくうすよろりのこれあり和妙ハ絹にて荒妙ハ布之帯襷ハ今のゆびの服のあきすうはたらんどかくのごとくを朝廷より勅て荒祭宮にこれを納して献し和妙ハ服部氏荒妙ハ麻績氏各家祭して祭月の朔日より織なしめ十四日に至る其後太神宮司禰宜内人等服部織女八人を率ひて並に明衣を着け各玉串を挽く御衣の後又陣列太神宮に入る祝詞を宣る訖て再拝両段経て手を拍ち両段膝退の再拝等訖て退之荒祭宮も此儀に同じ其日笠縫内人蓑笠三具を供進る別宮掃社悉く供ど

○月次祭 六月 十二月 内宮よハ 赤引糸 四十絇 木綿大七斤 麻大十二斤 酒米十石 米 二石三

又此間までの内に獅子嶋 小石嶋
でら小嶋 あまたの嶋々有り
篠浦 桐可 宿浦 阿曽津浦

○勝柄 これ皆若狭の辺りにありて殊に
長閑なる日は これぞまことに景色
も更に面白き見るべきものなりけるが松しま
象潟にも勝るとも劣らず心ある人の見るを
心とめられけるとぞ

日和山 鳥羽の城より右に見たる松の大樹の其下
より一等見渡して絶景なる所なり 船人の日和
を見定むる所也 眼下の浦々嶋々は掌中のごとく
見渡しおもしろき限りなきは海上なるをいふ
まことに一の佳景の画中にあるがごとし

佐田の浜 ようらよりわたる渡船あさき所
なれど くれなゐのさかひにして ならべく
の波 枕をかはく其数さだめがたき貝あり
○佛石並びたち弘法九曜曼陀羅石二ツあり
又佛嶋とて海中にあるなり

鳥羽浦 浦此の嶋々にはあらぶ波白くたち漕
一名錦の浦 る大船小舟ともの入り嶋ありて帆をあぐることを争

祝島 とび島より小東三里斗にあり荒海にて舩
着がたしされども人家ありて
猟師とあり島中の洞穴峰良
子が島へ通じて往程三里ほどあり
又同じまと云島飛島の小なる
陶器を焼けり名あり又島
飛島と去ちら島との間を云
深瀬 干潟の時は引の瀬にて甚危
小濱 人家凡十軒余あり大舩多く泊るところとなり
森下 小ぶねの舩のよる所をいふ
○有瀧を添 由曽津 島三ツ 又低き
くそづ 宿浦 花園とも云 荒磯
とも云
祝津佐 有名にて
右五ヶ所風浪にかまひなく舩つなぐ

許母利神社　松下村海辺にある　きしのうへにあり
祭神粟嶋神の御霊内宮摂社
十六社の一なり

神前山　松下村の後のやまをいふ
いせ記に西行法師の
ゆかりある安養山といふ所に人
あまた連歌などしけりし時
海辺の落花といふを
枝をゆく神前山の色さえて
おりにみ来よかまのりしわか次　長明

神前神社　延喜式帳に国生と見ゆ　荒前比賣命と称す
儀式帳曰荒前姫命御地主神とあり
といふ此地を二見の浦嶋といふ
六月十五日内宮の神人十人御
浜出の儀式あり此時江村の里人
塩水を献ず御潮音山大江寺の
ふもと亀井の水也

後浜　荒前の尾先沖へ壱丁計

嶼島巡覧

山水の癖を病
む人ハまづ神風
伊勢島をこそ見
るべけれ。やえより
うち名所の見所を
多くげゑたゞひとく
ぞ清き風景三位の
忠峰うちもみかれえ
と詠ぜし方をのぞ
みなうあかれなる地
とてむくたけき山は
のぞみ棹さしそひく
岩のうけるゑゝを
なかしてんハ　えぞちうれと

さても時をとりとむる
うきて世の人心ある
たとへば鎮歯の薬も
ちられし睫末の草の根の
得やすきをしらるべり
滋がられし唐去の石玉を
とのあらひのみえよのと
まよひ入れる筆し
かくござらんや

杁下
きまん社
孫田雄石
狛犬森
孫田表石
蔚叉松
江村

松下（まつした）江村の渡を越て向ふ 此村の東南へ六町に森あり天王社なり是を一説御船神社

○蘇民社（そみんのやしろ） 一説に御船の天王林社とも云 天王の森あり子細画上に記す

蒔絵松（まきゑのまつ） 三津浦と江村との松原をいふ金葉の哥によりて名所とするもいふべし

金葉 玉くしげ二見の浦の貝しげみまき絵に見ゆる松のむら立　大中臣輔弘

参宮記曰 江寺より二見の浦よりて眺望絶なる小曲渚波を隔て所々の松経又画にかくし

これや蒔絵の松ならんとみへど誰に問べしたゞ旅客となる乙女まくへて蒔絵の松

浦松似畫夕陽裏　老眼摩挲貴苦吟　水自細流列天心　雲晴雲起山

高下　潮去潮來月浅深　六十余年漂泊處　江湖風景不如今

○蒔絵明神（まきゑみやうじん） 江村より三町程南の林中に社あり 江神社と同じく内宮神楽男此御名を唱

ふるとなり

此余も島巡り勝図の上に順路の大概を記すといへども

旅人の行てに便りにつれてあらむかは汐合より三津江村と

めぐり二見清渚高城大湊川崎へ渡船もあり又江村より舩

を借て高瀬潟との渚しとみえくる羽より磯道にあるもまた

便道となれなり

素盞烏尊蘇民に宿を乞ふ
吏指秘伝抄曰素盞烏尊根の国へ下り給ふ時
風雨に苦しみ諸神に宿を乞給へども許
ざりけり爰に此國に巨旦蘇民の兄
弟ありて巨旦は家ゆたかなれども心慳不仁也
蘇民は貧しくあれども慈悲の心ありて尊の
御宿を申て粟の飯をもてなしまゐらせし
アハサの國より暴疫鬼来る事を教へし
給ひ蘇民が家に茅の輪を造りて
帯させ給へば翌日に至りて一村の内
蘇民が家のみ恙なく死をまぬがれ
ありかくて尊別れに臨で
此後疫疾流行の時も
われは蘇民将来
の子孫と云て門楣
に貼し置けば此
病のがれ其禍は退
くべしと教へ
給ひし
とぞ

蘇民将来社
本社
末社
末社
末社
末社
末社
末社

太夫松
江村
大江ち
江の社

ハ絶て今ハ一志村を合て小三ヶと云是ハ外宮領之ハ御ゆるしてこれを七ヶといふ
旧ハ一揆之しを中古の乱世よ武家の領地となりて其後寛永の比今ハ一志村の長
愁訴して終よ元のごとく神領となりまゐらせ世の人諸立石碑をたてゝ二見と云ハ
謂く二見と云 御塩云 沖浪などあるによれり

拾遺愚草
まとめぐりこふてこれ見らし見なるゝ神風清き夜の庭の月　　定家

金葉
玉くしげふたミの浦本のあまりいづまハ明ぬ甚の夜の月　　源親房

東清記云この浦の景気を見なり都にて想像しおきしの数よあらで遠浦
渺々として万株の雲嫋り和し孤島嵯峨として百尺の巌月よそびへて
是此浦ニ佐美明神とて古き神ありと申伝へり峯の嵐よさまがしき国
とありし沖津浪あまのとまさるあれバ松の落葉に手向の石ハ埋まつて
神さびたり俗にハ実をバ立石といふ大淀の浦もあらうにちかく伊勢島のうさも
あるらふるがやらぬ菊よ何ゆゑをもてむれバ白き砂雪をあざむいて清きさゑ
いさごの名におへりしまき浪風よてでよひく荒き浜辺の岸を挿たてゝ山陰
遠くめぐれバ入海のうさをたつくべく江寺と申観音の霊地にまゐりぬ苔むし
の古る石橋も般若かもて溪の灣音そろかなり萬葉に掛ふくふるき緑苔の
ま行に携りて遥なる巌にのぼるをごろ庵ハ僧坊なとしもありけりとや

二見浦

又こゝは飛ぶ石といへる
又磯の砂珊瑚樹と号る
ものゝ集りて実に
珊瑚に似たる石あり
又旭に富士を見るの
景清浪にうかびし
日の地下を離んと欲る
間に全く見えて景情
心を演せり

世に二見文台とひて
名高き硯形けり石を
若尾氏といふ文人と
遠来せし麻をの甚が
としてきを石硯と
せしより蕉翁の句にも
硯かと拾ふやくぼき石の露
うきがなき湖水をおもう心の表

古殿
本社
御塩殿（みしほどの）

長明参詣記
二見の浦へ出ゆくみち
小松原の中に鳥居あり
社の内に人形を居置けば神体の
かたち塩網かあるをとゝめなが
御塩殿と申なり
八王子
二見道

大湊
神境の内宇治
山田大湊の
郷と列り
人家凡
千軒斗

八まん

神社村

昔ハ大濱とも又一村なるべしと神名帳再考ニ記せり三河遠江の地二十餘里船路の湊口ニして廻船多かりし又島巡りの船をも此濱より出せる

御食社

通村 沼合より東渡にあるゝの方にあり 此所ハ往昔太神宮の楽人住居せしが川の流より退

散して申楽となれり 伊勢三座の猿楽ハ勝田、青王、和屋ハ勝田ハ此村にあり和屋ハ一志村にありて今も申楽一座にてあるハ昔の名残なるべし

箕曲氏社 西南の方にあり二見へ行大橋の川下にあり 荒木流社といふ洪水に流されて寄に止

まりしを祠とせり ○天神社 天神瀬ともいふ 菅丞相の霊をまつりてこれを船江の天神といふ又

神社村 三牧橋の巽にありて船着なる堀溝へ行に船にのれば右の方岸のより数株の雲 あり海上に横へ一本成十貫松といふ今もなし

御食社 同村にあり 祭神速秋津彦命外宮の摂社十六座の内也 儀式帳に水戸御食都神社と云 若宮社とも云

○三枚橋村 川崎より天神の渡へ出る巽の方 神社へ至る道 ○小林社 川崎町の鈍川京瀬とふ村より入る 祭神志れず

小林御役所 村にあり 南にて見ゆる森に虎丸孔雀丸御船倉あり

○大津社 川が丸村にあり 外宮摂社八所の内也 されし旧跡不詳といふ

大湊 なる堀溝海を隔て側にあり今一志村より船にてしるく渡る人家多く田船つとひ毎 桴筏も翻りなり浪除の堤洲ささに築ゆ凡百二十有余の入口ありなり又川といふ古名 小俣く湊なりとの流るあしく ○絶る取清水路 大神宮遷幸の御船湊につけ也給へば絶る名藤水をたてまつるよし紀に見ゆ

志貴屋社 大湊の西の入口 右の方畠の内にあり 儀式帳に外宮摂社八所の内なりといふ 祭神海童神

神祇本源には塩屋社と記し貴字は宝の字の誤り志宝屋社なるべし

伊勢參宮名所圖會
五下